

第 105 号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 事案の概要 平成 24 年 9 月 3 日発生の労働災害事故により受傷し、市民病院を受診した相手方に対し、平成 25 年 10 月 9 日に筋肉移植等の手術を実施したが、移植した筋肉が壊死したため、切除手術を行ったところ、結果として術前の状態を改善するに至らず、さらに左肩部分に手術痕が残った。
その後、相手方は、同年 10 月 28 日から他の病院に入通院をし、平成 26 年 11 月 6 日に症状固定した。
- 3 損害賠償の額 3,000,000円

平成27年9月1日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号及び豊後大野市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 240 号）第 10 条の規定により、損害賠償の額を定めることについて議決を要するので、この案を提出するものである。